

9 弁護士からの要請通知

原告らはこの被害を何とか救済してもらいたい、被告の喫煙を止めてもらいたいという思いで、様々な機関等への相談を行った後、弁護士に相談し、平成29年4月19日付の通知書（甲4の1）を被告宛に出し、被告に善処を求めた。これは同年4月20日に送達された（甲4の2）しかし、被告はこれに全く何の返答もせず、無視したのであり、全く誠意ある対応をとらなかった。

相談

10 自宅（自室）への復帰

原告らは、その後も、何とか事態の改善が図れないかと区役所や様々な機関への相談や警察署への相談も行ったが、自を維持しつつ虹ヶ丘団地における二重生活は、精神的にも経済的にも耐え難いものがあった。特に原告A嬢は、平成29年2月頃からはほとんど寝たきりの状態にまで病状が悪化し、「自宅に戻りたい」との思いを強く抱くに到った。その為、原告Aは管理組合に対し、この被害の救済に何とか尽力してもらえないか、と理事長、理事会に懇請した。その結果、原告らの強い要請にぎりぎり応える形で、平成29年8月18日付での広報（甲5）を全棟の掲示板に掲示した。その上で、更に、平成29年10月5日に、

「吸わない人に
吸わせていませんか？
あなたの煙」

というポスター（甲6）を全棟の掲示板に掲示してくれたのである。更に原告らは、たまたま本件団地（原告らの居住する第二団地）の建物全体の壁の塗り替え補修工事を機に、自宅（自室）をクリーニング

宅

10-00-17-15

下村、月岡、若山、西野、扇原、野島、八田、村松、小林、高武、寺西、佐藤

をアクリレート加工し、広報する。